

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業の事業計画（第8回変更）を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月1日

寒川町長 木村俊雄

- 1 土地区画整理事業の名称 茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 寒川町
- 3 施行地区 高座郡寒川町岡田の一部
高座郡寒川町大蔵の一部
高座郡寒川町小谷の一部
高座郡寒川町宮山の一部
- 4 事業施行期間 平成4年6月1日から
平成35年3月31日まで
- 5 事務所の所在地 高座郡寒川町宮山165番地
寒川駅周辺整備事務所
- 6 事業計画の決定の年月日 平成4年6月1日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成29年8月1日